



第三波総決起集会(全電通労働会館・11月17日)

勤勉手当に係る支給月数の改正について

1 平成29年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.20月	0.25月	2.60月
勤勉手当	0.90月	1.00月	—	1.90月
計	2.05月	2.20月	0.25月	4.50月

(2) 一般職員(再任用職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65月	0.70月	0.10月	1.45月
勤勉手当	0.425月	0.475月	—	0.90月
計	1.075月	1.175月	0.10月	2.35月

2 平成29年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.20月	0.25月	2.60月
勤勉手当	0.95月	0.95月	—	1.90月
計	2.10月	2.15月	0.25月	4.50月

(2) 一般職員(再任用職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65月	0.70月	0.10月	1.45月
勤勉手当	0.45月	0.45月	—	0.90月
計	1.10月	1.15月	0.10月	2.35月

副区長会から示された最終提案内容

技能・業務系

I 任用制度

(技能・業務系人事制度の改正)

(1) 豊富な知識・経験を有する人材を、これまで以上に活用し、より柔軟な任用管理を可能とするため、3級職(技能長)の職責及び配置基準を見直し、新たに「担当技能長」を設置するものとする。

(2) 現級格付者を対象に、(4) 切替日の前日に現級が適用されている年齢56歳未満の者のうち、切替日

に新2級最高号級に適用される者を対象に、平成29年度に、制度改正に伴う新3級職(係長昇任能力実証)を実施するものとする。なお、別C)及び新3級職(係長)

までの3年間に限り、2級職(技能主任)昇任選考及び3級職(技能長)昇任選考の資格基準上限年齢を、現行58歳から60歳未満とする特例を設けるものとする。

(3) 現級格付者を対象に、能力実証(種別B)の受験

ことにより新1級職に任用

選考を実施する経過措置を

設けるものとする。

限り、平成29年度と同一の

(級格付解消への対応について)

(4) 切替日の前日に現級

が適用されている年齢56

歳未満の者のうち、切替日

に新2級最高号級に適用さ

れる者を対象に、平成29年

度に、制度改正に伴う新3

級職(係長昇任能力実証)を

実施するものとする。なお、

別C)及び新3級職(係長)

までの3年間に限り、2級

職(技能主任)昇任選考及

び3級職(技能長)昇任選

考の資格基準上限年齢を、現行58歳から60歳未満とする特

例を設けるものとする。

りするものとする。

るるものとする。

るるものとする。